

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 2 8 日

(一社) 日本衛生材料工業連合会
(一社) 日本医薬品卸売業連合会
(一社) 日本医療機器販売業協会
局 方 薬 品 協 議 会
日 本 OTC 医 薬 品 協 会

御中

厚 生 労 働 省 医 政 局 経 済 課
経 済 産 業 省 商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ
ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室

マスク及びアルコール消毒製品の転売規制の解除について

衛生用品の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、多大な御協力を
いただいております。ありがとうございます。

政府としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、マスク及びアルコール消毒製品の
需給が逼迫する中、高額転売が横行していたことを踏まえ、国民の生活の安定を確保する観
点から、国民生活安定緊急措置法施行令により、転売行為を禁止する措置を講じてきまし
たが、今般、これらの製品の供給量が一定程度改善し、市中での購入が可能な状況となっ
ていること等から、規制の解除を行うこととしました。

つきましては、貴協会等におかれては、傘下の企業等に対し、下記について周知いた
くとともに、傘下の企業からお問合せがあった場合、相談対応等に応じていただくよう、願
いいたします。

記

1. マスク及びアルコール消毒製品の需給が逼迫する中、高額転売が横行していたこと
を踏まえ、国民の生活の安定を確保する観点から、令和2年3月15日からマスク、
5月26日からアルコール消毒製品について、国民生活安定緊急措置法施行令により、
転売行為を禁止する措置を講じてきました。

本措置は、法律上「事態克服に必要な限度を超えてはならない」とされているところ、
現在、マスク及びアルコール消毒製品については、既に市場で入手できる状況にな
ってきていることから、国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、8月29日（土

曜日）からマスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除することとしました（別添資料御参照）。

2. 製造販売業者においては、マスク及びアルコール消毒製品について、市場の動向、在庫状況、今後の製造の見通し等を踏まえ、必要に応じて、原料・原材料の調達強化等、供給力の確保のために必要な措置を講じていただくよう、お願いいたします。
3. 卸売業者においては、引き続き、マスク及びアルコール消毒製品の供給に支障が生ずることのないよう、必要に応じた受注量や納入量の調整を含め、需給の状況に応じた適切な仕入れや販売を行っていただくよう、お願いいたします。

本事務連絡についての担当者連絡先
経済産業省商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
TEL 03(3501)1511 内線 4051
03(3501)1562（夜間直通）
FAX 03(3501)6794

厚生労働省医政局経済課
TEL 03(5253)1111 内線 2527
FAX 03(3507)9041

マスク及びアルコール消毒製品の転売規制解除について

1. 概要

- 令和2年3月15日よりマスク、5月26日よりアルコール消毒製品について、国民生活安定緊急措置法施行令により、いわゆる高額転売が禁止されている。
- 本規制は、マスク等の需給が逼迫する中、高額転売が横行していたことを踏まえ、国民の生活の安定を確保する観点から開始されたもの。
- しかしながら、本措置は、法律上「事態克服に必要な限度を超えてはならない」とされているところ、マスク等については国内生産増や輸入拡大により、既に市場で入手できる状況になってきている。
- このため、**国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、マスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除する。**

○国民生活安定緊急措置法

(割当て又は配給等)

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

2. マスク・アルコール消毒液の供給状況

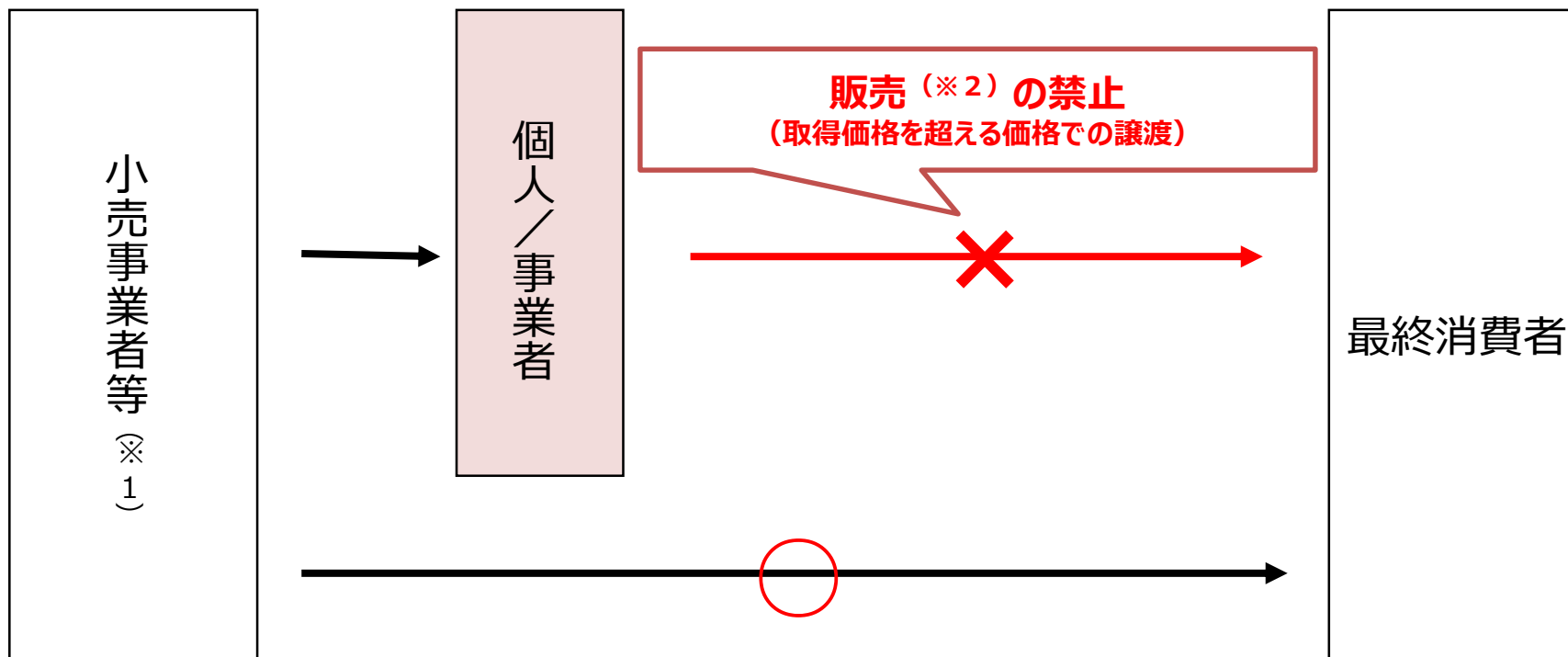
- 市場におけるマスクの供給量については、6月時点で約8億枚を超える供給量に達し、8月には約10億枚を達成できる見込み。
- アルコール消毒液は、5月から7月にかけて、昨年月平均の約6倍の約600万L程度の生産を継続し、今後も増産予定。

3. 施行期日等

8月28日（金）公布、8月29日（土）施行

(参考) 国民生活安定緊急措置法に基づくマスク・アルコール消毒製品の 転売規制について

(国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく、譲渡の制限措置)



※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む

※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為

○対象：衛生マスク、アルコール消毒製品

○違反者に対しては懲役一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

○施行日：マスク（3/15）、アルコール消毒製品（5/26）